

食育推進会議運営規則

平成17年10月19日

食育推進会議

令和3年3月29日

一部改正

（会議の運営）

第1条 食育推進会議（以下「会議」という。）の議事の手続きその他会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（開催）

第2条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（委員の欠席）

第3条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、代理人を出席させることができる。この場合にあつては、当該代理人に議決権を行使させることはできない。

2 会議を欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 会議は、会長又は食育基本法（平成17年法律第63号）第28条第3項に規定する会長の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事を決するにあたり、会長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全員の同意が得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

（審議の内容等の公表）

第5条 会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当な方法により、農林水産省において公表する。

(議事要旨)

第6条 会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、農林水産省においてこれを公表する。

(議事録)

第7条 会長は、会議の終了後、一定期間を経過した後に、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、これを公表する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。